

国民健康保険資格情報のお知らせ 資格確認書を更新します

現在交付されている資格確認書の有効期限は**7月31日(金)**までです。
有効期限にご注意ください。



医療機関・薬局
などを受診するときは



マイナ保険証

保険証の利用登録がされた
マイナンバーカード

または

資格確認書

マイナンバーカードを
お持ちでない方などに発行

**をご利用
ください**



マイナ保険証



お持ちの方

「資格情報のお知らせ」を7月下旬に普通郵便で送付します。

- 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証と一緒に医療機関等に提示することで受診することができます。
- 「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等の受診はできません。
受診の際は必ずマイナ保険証をあわせてお持ちください。

お持ちでない方

「資格確認書」を7月下旬に簡易書留で送付します。

※受け取りができなかった場合は、不在票が入ります。必ず保管期限内に受け取りをしてください。

- 新しい資格確認書の有効期限は令和9年7月31日までです。
- 次の方は、令和9年7月31日より前に、資格確認書の有効期限を迎えます。

年齢が70歳に到達する方

70歳になる月の末日まで

(誕生日が1日の人は、誕生月の前月の末日まで)

※負担割合が記載された資格確認書に変わります

年齢が75歳に到達する方

75歳になる日の前日まで

(75歳になる日から後期高齢者医療に移ります)

(後期高齢者医療の資格確認書に変わります)

現在お持ちの資格情報のお知らせ、資格確認書は8月以降にご自身で裁断等をして破棄してください。

問合せ先 戸籍保険課 ☎95-1116

後期高齢者医療資格確認書を更新します

お手元の資格確認書の有効期限は **7月31日(金)** です

令和8年度より、マイナ保険証の利用状況等により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを送付いたします。

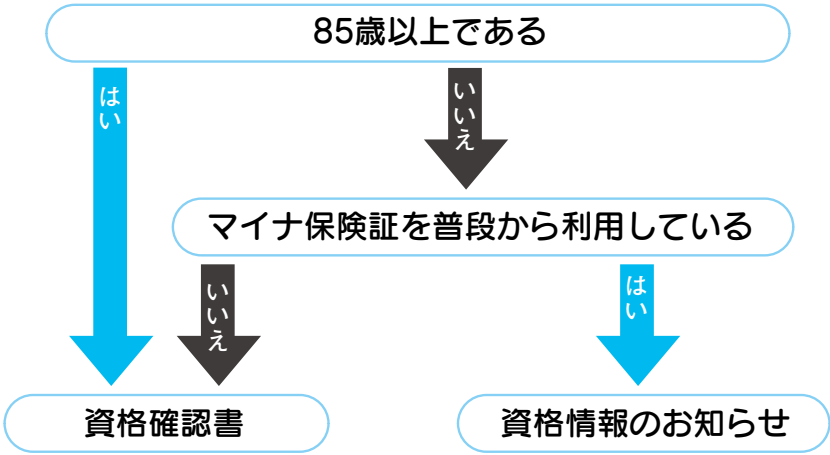
年齢	区分	更新時送付資料	医療機関提示
85歳以上	全員	新たな資格確認書を 7月中にお届け 簡易書留で送付します※2	お手元に届いた 資格確認書で受診
84歳以下	マイナ保険証 普段からご利用 されていない方 マイナ保険証をお持ち でない方も含みます	新たな資格確認書を 7月中にお届け 簡易書留で送付します※2	お手元に届いた 資格確認書で受診
	マイナ保険証 普段からご利用 されている方 ※1	資格確認書に代わり 資格情報のお知らせを 7月中にお届け 普通郵便で送付します	マイナ保険証で受診 マイナ保険証での受診が難しく なった場合は、申請手続きにより 資格確認書を交付しますので、そ の場合は資格確認書での受診も可 能です。戸籍保険課での手続きが 必要です

※1 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

マイナ保険証のご利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

※2 資格確認書は、簡易書留で送付します。受け取りができなかった場合は不在票が入りますので、必ず保管期限内に受け取りをしてください。



問合せ先
戸籍保険課
☎95-1116